

委員会提出議案第2号

寒川町議会会議規則の一部改正について

寒川町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月24日提出

提出者 議会運営委員会委員長 佐藤正憲

提案理由

議員活動における環境整備の一環として欠席事由及び出産に伴う欠席期間を明文化するとともに、請願手続きにおける押印の義務付けを見直すことで請願者の利便性向上を図るため提案する。

寒川町議会規則第 号

寒川町議会会議規則の一部を改正する規則

寒川町議会会議規則(昭和41年寒川町議会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第82条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

寒川町議会会議規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p>
<p>(欠席の届出)</p>	<p>(欠席の届出)</p>
<p>第3条 議員は、<u>事故</u></p> <hr/> <p>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>	<p>第3条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>
<p>2 議員が<u>出産</u>のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u></p> <hr/> <p>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、議員が<u>出産</u>のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p>
<p>(請願書の記載事項等)</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p>
<p>第82条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名</u>(法人の場合には、その<u>名称及び代表者の氏名</u>)を記載し、<u>押印</u>しなければならない。</p>	<p>第82条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び<u>請願者の住所</u>(法人の場合には、その<u>所在地</u>)を記載し、<u>請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印</u>しなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p>
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>